

平成22年8月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 五味路子

平成22年(ネ)第2668号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第34887号)

口頭弁論終結日 平成22年6月21日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

被 控 訴 人

福 井

(以下「被控訴人福井」という。)

被 控 訴 人

塩 川

(以下「被控訴人塩川」という。)

主 文

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、更に、各自、114万円及びこれに対する被控訴人福井は平成21年10月15日から、被控訴人塩川は同年12月25日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人らの負担とする。
- 4 この判決の主文第2項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、株式会社マーケットトラスティ（以下「マーケットトラスティ」という。）との間の匿名組合契約に基づいて出資をしたが、そのほとんどが返金されなかったと主張して、マーケットトラスティの取締役であった被控訴人らに対し、平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」という。）266条ノ3第1項に基づき、損害賠償として、各自1262万3864円及びこれに対する訴状送達の日（被控訴人福井は平成21年10月15日、被控訴人塩川は同年12月25日）から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

原審は、控訴人の請求を、被控訴人らに対し、各自弁護士費用相当額の損害金を除いた1148万3864円及びこれに対する上記各起算日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度でいずれも認容したところ、控訴人が請求全部の認容を求めて控訴した。

なお、控訴人は、マーケットトラスティの従業員で控訴人を勧誘した第1審相被告春山■■■■■に対し、民法709条に基づき前記と同額の損害賠償金の支払を求めていたところ、原審は、これを全部認容したが、原判決中この部分についての控訴はない。

2 当事者の主張

当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 2頁21行目の「匿名組合業務」を「匿名組合契約業務」に改める。
- (2) 3頁8行目の「別紙「入出金一覧」」の次に「(ただし、「取引日」欄12列目の「2007/10/14」、同18列目の「2007/12/14」及び

同19列目の「2007/12/15」をそれぞれ「2005/10/14」,
「2005/12/14」及び「2005/12/15」に改め, 20列目
をすべて削る。)」を加える。

- (3) 同19行目の「すべてを」の次に「, その運用自体が極めて疑わしい本件
ファンドに」を加える。
- (4) 4頁2行目の「会社法429条」を「旧商法266条ノ3第1項」に改め
る。
- (5) 同8行目の次に, 改行して次のとおり加える。

「 不法行為に基づく損害賠償請求においては不法行為と相当因果関係にあ
る弁護士費用相当損害金を賠償すべきとされているところ, このことは,
株式会社の取締役の任務懈怠により損害を被った者が取締役に対してする
旧商法266条ノ3第1項の規定による責任に基づく損害賠償請求におい
ても同じく妥当する。本件のごとき金融商品取引の外観を有してされる違
法な取引についての紛争については, 一般消費者である被害者は, その権
利救済のためには弁護士に委任することが必要不可欠であり, 控訴人がそ
の訴訟代理人に委任して支払を約束した弁護士費用のうち上記金額は, 被
控訴人らの任務懈怠行為と相当因果関係を有する損害であるというべきで
ある。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所は, 控訴人の請求は, いずれも全部理由があると判断する。その理
由は, 次のとおり補正するほかは, 原判決の「事実及び理由」中の「第3 当
裁判所の判断」中の被控訴人ら関係部分に説示するとおりであるから, これを
引用する。

- 1 6頁4行目の「会社法429条」を「旧商法266条ノ3第1項又は会社法
429条1項」に改める。
- 2 同10, 11行目の「被告福井及び被告塩川は,」の次に「取締役としての地

位にあることを承知しながら、」を加える。

3 同17行目の末尾に、「なお、上記1認定の事実経過に照らせば、宮本らの控訴人に対する勧誘は平成18年4月下旬までに行われたものと認められるから、本件における被控訴人らの監視義務違反行為には、旧商法266条ノ3第1項が適用される。」を加える。

4 同21行目から7頁15行目までを次のとおり改める。

「(2) 弁護士費用相当額が損害に含まれるかどうかについて検討する。

旧商法266条ノ3第1項の規定は、第三者保護の立場から、株式会社の取締役が悪意又は重大な過失により会社に対する義務に違反し、よって第三者に損害を被らせたときは、取締役の行為と第三者の損害との間に相当因果関係がある限り、当該取締役が直接第三者に対し損害賠償責任を負う旨を定めたものである（最高裁判所昭和44年11月26日大法廷判決・民集23巻11号2150頁）。ところで、少なくとも本件のようないわゆる未公開株の取引を違法に勧誘された被害者が、勧誘者の属する株式会社の取締役に対し旧商法266条ノ3第1項の責任を追及する事案においては、被害者は、弁護士に委任するのでもなければ十分な訴訟活動を行うことができないのであり、このような被害者が弁護士に委任をした場合には、弁護士費用は、相当額の範囲内のものに限り、取締役の行為と相当因果関係に立つ損害というべきである。

これを本件についてみると、控訴人は、本件訴訟の追行を控訴人訴訟代理人らに委任したものである（弁論の全趣旨）ところ、本件の事案の内容その他本件に現れた事情に照らし、その弁護士費用としては、控訴人が被った損害額の約1割に相当する114万円をもって被控訴人らの監視義務違反行為と相当因果関係のある損害と認める。

(3) したがって、被控訴人らが賠償すべき損害額は、合計1262万3864円となる。」

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由があるから全部認容すべきところ、上記弁護士費用相当額についての請求を棄却した原判決は相当でなく、本件控訴は理由がある。よって、原判決中控訴人の敗訴部分を取り消した上、原審認容部分のほか、更にこの部分の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 梅 津 和 宏

裁判官 岩 坪 朗 彦

裁判官 太 田 晃 詳

これは正本である。

平成22年8月4日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 五味路子